

静岡労働局発表平成29年10月25日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室 室 長 稲川 忠久 賃 金 指 導 官 片岡 裕也 (電話)054-254-6315

## 平成29年度静岡県特定最低賃金の改正を答申 ~5件の特定最低賃金を14円から17円引き上げ~

静岡地方最低賃金審議会(会長 篠原 光秋)は、平成29年10月25日までに、タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金など5件の特定最低賃金 について、静岡労働局長(高森 洋志)に、現行の時間額よりそれぞれ14円~17円引き上げる旨の答申を行った(下表参照)。

同審議会は、同年8月8日に静岡労働局長から5件の特定最低賃金の改正決定の諮問を 受け、各特定最低賃金専門部会を設置し、慎重に審議を重ねた結果、下表を内容とする答 申を取りまとめた。

これら特定最低賃金は、公示手続を経て決定され、効力発生日は同年12月29日(金) を予定している。

「特定最低賃金」とは、都道府県の特定の産業について設定されている最低賃金です。 関係労使の申出に基づき地方最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金 (静岡県の場合、「静岡県最低賃金」のことです。)より金額水準の高い最低賃金を定めることが 必要と認めた産業について設定されています。

## 【静岡県特定最低賃金改正答申一覧表】

最低賃金の名称(産業名)	改正金額 (時間額)	現行金額 (時間額)	引上げ額	効力発生 予定日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・ 工業用ゴム製品製造業	862円	847円	15円	
<b>鉄鋼、非鉄金属製造業</b>	898円	882円	16円	ਜ਼ <b>ਾ</b> 2.0 <del>/</del>
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機 械器具、輸送用機械器具製造業	9 1 1 円	894円	17円	平成29年 12月29日 (予定)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業	882円	866円	16円	
各種商品小売業	850円	836円	14円	

(参考) 「静岡県最低賃金」は、本年10月4日から時間額832円に改正されている。